

発議第13号

子どもに対する医療費助成制度の充実拡大と窓口無料化に向け埼玉県としてさらなる努力を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年12月13日提出

提出者 松伏町議会議員 平野千穂

賛成者 松伏町議会議員 佐藤永子

賛成者 松伏町議会議員 荘子敏一

賛成者 松伏町議会議員 鈴木勉

賛成者 松伏町議会議員 長谷川真也

松伏町議会議長 川上力様

子どもに対する医療費助成制度の充実拡大と窓口無料化に向け埼玉県としてさらなる努力を求める意見書

少子化と子供の貧困が社会問題化する中で、安心して子供を産み育てられる環境をつくることが重要な政治課題となっています。中でも、子どもに対する医療費助成制度は子育て支援の主要な柱であると考えます。

埼玉県内の市町村が実施する子ども医療費無料化制度の対象年齢は、平成31年度4月現在、通院について15歳までが42市町村、18歳までが21市町村、入院については15歳までが39市町村、18歳までが24市町村と広がっています。

一方、埼玉県の助成制度の対象年齢は就学前までにとどまっています。また、ほとんどの都道府県が現物給付（窓口払い無償化）を実現している中で、償還払いは、奈良県と埼玉県のみとなっています。

埼玉県市長会及び町村会は、県への予算要望及び施策の重点要望として、毎年乳幼児医療費助成制度の充実を挙げています。内容は、所得制限の撤廃、窓口払いの廃止、対象年齢を中学校修了まで引き上げることなどです。同様の要望を町村議長会も提出しています。しかし、県は平成20年1月に対象年齢の拡大を実施して以来10年以上も拡大なく、現在に至っています。

今後、市町村の事情によって格差が生まれない安定した助成制度を実現し、安心して子育てできる埼玉県にするため、県内の市町村の事業を後押し、子どもに対する医療費助成制度の充実拡大（対象年齢拡大、所得制限の撤廃）と県内すべての自治体での窓口無料化の実現に向けて、埼玉県としてさらなる努力を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

埼玉県知事 大野 元裕 様